

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第33回）

日時：令和3（2021）年1月29日（金）

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第33回）出席者

日時：令和3（2021）年1月29日（金）

| 出席者 | 備考 |
|------------|-------|
| 知事 | 本部長 |
| 副知事 | 副本部長 |
| 副知事 | 〃 |
| 危機管理監 | 本部員 |
| 総合政策局長 | 〃 |
| 総務部長 | 〃 |
| 県民生活部長 | 〃 |
| 環境文化部長 | 〃 |
| 保健福祉部長 | 〃 |
| 産業労働部長 | 〃 |
| 農林水産部長 | 〃 |
| 土木部長 | 〃 |
| 出納局長 | 〃 |
| 備前県民局長 | 〃 |
| 備中県民局長 | 〃 |
| 美作県民局長 | 〃 |
| 公営企業管理者 | 〃 |
| 教育長 | 〃 |
| 警察本部長 | 〃 |
| 岡山市保健福祉局長 | 本部員以外 |
| 倉敷市保健福祉局参与 | 〃 |

新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力をお願い

「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る 県民の皆様への協力のお願い」の主なポイント

○ 改訂の基本的な考え方

県内では、依然として、新規感染者の発生は収まっておらず、また、医療機関への負担が大きい重症者の病床占有率も、高い状況が続いている。

この先、医療崩壊を防ぐには、感染者数を減らすことが重要である。

このため、引き続き、県民の皆様に感染防止の取組への協力をお願いすることとした。（期間は令和3年2月1日からとし、終期を定めない。）

○ 改訂の内容

これまでのお願いの内容を継続することを基本とし、令和3年1月8日付けで決定した特措法24条9項に基づく協力要請の内容に合わせた記述に改めた。

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に 係る県民の皆様への協力のお願い

県内では、依然として、新規感染者の発生は収まっておらず、また、医療機関への負担が大きい重症者の病床占有率も高い状況が続いております。この先、医療崩壊を防ぐには、感染者数を減らすことが重要です。

このため、皆様には、令和3年2月1日以降も、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」を実践するようお願いいたします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録をお願いいたします。
- ・家庭内での感染拡大を防ぐため、症状がある場合は、速やかに検査を受け、他の家族に接触しないようにしてください。
- ・暖房と組み合わせ、窓を開けるなど、適切に換気をしてください。
- ・職場や学校では、管理者は、日頃から職員や児童・生徒の健康管理に留意するとともに、職員や児童・生徒が体調不良を申し出やすい環境づくりに努めてください。

(2) 飲食店等利用時の留意事項

- ・飲食店等では、以下のことに注意してください。
 - ① 発熱や風邪のような症状がある場合は、利用しないようにしてください。
 - ② できる限り混雑する時間帯を避けてください。
 - ③ 長時間、大人数での飲食、深夜のはしご酒は危険です。適度な酒量にしてください。

- ④ デリバリーやテイクアウトも活用しましょう。
- ⑤ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力しましょう。
- ⑥ 食事の前に、手洗い・消毒をしましょう。
- ⑦ 席の間隔を取り、対面に座ることを避けた上で、食事中の会話を避け、歓談中もマスクの着用をお願いします。
- ⑧ 入店時には、「もしサポ岡山」のQRコードにタッチしてください。
- ⑨ 業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設、店舗等の利用を控えてください。
- ⑩ 接待を伴う飲食店やカラオケでは、特に注意してください。

(3) ご高齢の方とご家族などへのお願い

- ・ ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動してください。スーパーマーケットなどは、混雑しない時間に利用してください。
- ・ ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、夜の繁華街などでの行動は、特に慎重をお願いします。

(4) 県外への移動などについてのお願い

- ・ 緊急事態宣言が出されている地域との、不要不急の往来は控えてください。また、帰省や旅行など県境を越えての移動については、慎重に検討してください。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。
- ・ 家族が帰省される時は、帰省の2週間前から会食への参加をしないなど、帰省前の行動に十分注意した上で「コロナを連れて帰らない」よう気をつけて帰省してください。
- ・ 帰省先に高齢者がおられる場合は、オンライン帰省も検討しつつ、帰省する場合には、そうした方と接する際に、家の中でもマスクを着用するなど、感染防止のための特段のお気遣いをお願いします。
- ・ 帰省などは、交通機関の混雑による「3密」を避けるため、時期をずらすことも検討してください。
- ・ 県外から帰省する子どもや家族がいる方は、帰省する際の注意を呼びかけてください。

(5) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことへのお願い

- ・ 不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします

します。

- ・新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やそのご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

(6) 定期検診や予防接種の計画的な受診のお願い

- ・定期検診や持病の治療、予防接種などの健康管理は重要です。計画的に受診してください。

2 事業者の皆様へのお願い

- ・基本的な感染防止対策は別紙のとおりです。
- ・職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組をお願いします。
 - ①手洗い、手指消毒及び咳エチケット
 - ②職員同士の距離確保
 - ③事業場の換気励行
 - ④複数人が触る箇所の消毒
 - ⑤発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛
 - ⑥出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用
 - ⑦特に、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染に注意
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、別紙のとおり、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・「もしサポ岡山」への登録や参加者名簿の作成など、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。
- ・職員の健康管理（有症状者の自宅待機など）と体調不良を申し出やすい環境づくりに努めるとともに、職員に発熱や風邪のような症状がある場合は、必ず休ませ、業務に携わらせないでください。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・イベント等の開催に当たっては、令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に示された開催制限等に基づいた対応とし、感染防止対策を徹底していただくようお願いします。
- ・催物（イベント）等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や、「人と人の距離の確保」、「マスクの着

用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、主催者において、基本的な感染防止策を講じるとともに、「もしサポ岡山」への登録又は参加者名簿による連絡先の把握や、接触確認アプリ（COCOA）等の活用をお願いします。

- ・参加人数が1,000人を超えるようなイベント等については、県に事前相談をするようお願いします。

「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

○ すべての施設に求める基本的な感染防止策

- ・ こまめな手洗いの奨励
- ・ 施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ・ 入場時の検温、入場を断った場合の払い戻し措置
- ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・ 「もしサポ岡山」や接触確認アプリ（COCOA）の奨励
- ・ イベント前後の感染防止の注意喚起

○ 医療機関、高齢者施設等における留意事項

- ・ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けること。
- ・ 症状がなくても、患者や利用者と接する際にはマスクを着用すること。
- ・ 手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは、定期的に消毒すること。
- ・ 食堂や詰め所で飲食する場合、他の従事者と一定の距離を保つこと。
- ・ 日々の体調を把握して、少しでも調子が悪ければ自宅待機すること。
- ・ 面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討すること。
- ・ 患者又は利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービス等の一時利用を中止又は制限する、入院患者又は利用者の外出、外泊を制限するなどの対応を検討すること。
- ・ 入院患者又は利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。